

(公印省略)

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 9 日

保護者 各位

うきは市長 高木 典雄
(福祉事務所 保育所係)

新型コロナウイルスにかかる緊急事態宣言後の
保育所等の登園自粛要請について

日頃より、うきは市保育行政にご協力をいただきありがとうございます。

令和 2 年 4 月 7 日に発出された緊急事態宣言を受け、うきは市においても、感染予防のため保育の提供をできるだけ縮小していくことといたしました。

これに伴い、仕事を休んで家にいることが可能な保護者の方へ、児童の登園を控えるようお願いをするものです。

なお、家庭で保育をした際の保育料・副食費については、日割り計算により返還をいたします。

登園自粛の期間は、令和 2 年 4 月 9 日 (木) から令和 2 年 5 月 6 日 (水) までとなります。

また、欠席の取扱いについて、登園自粛要請期間の欠席は、退所要件の欠席日数に含めません。

保護者のみなさまには、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

うきは市役所
福祉事務所 保育所係
0943-75-4961 (直通)